

令和 3 年 度

財政援助団体等監査報告書

【 特定非営利活動法人まちづくり宗像 】

宗 像 市 監 査 委 員

3宗監第224号
令和4年3月4日

宗像市長 伊豆美沙子様
宗像市議会議長 神谷建一様

宗像市監査委員 佐藤光俊
宗像市監査委員 小林栄二

財政援助団体等の監査結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を提出する。

監査の概要

1 監査の対象団体及び所管部局

所管部局	対象団体
都市再生部都市再生課	特定非営利活動法人まちづくり宗像

2 監査の範囲

監査の範囲は、次のとおりである。

対象年度	対象内容	金額
令和2年度	宗像市都市再生空き店舗活用補助金	3,000,000円

3 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出、補助金の請求及び受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 会則、規則、規程等は整備されているか。

4 監査の実施

- (1) 令和3年9月17日
市長及び団体へ監査を実施する旨の通知及び監査項目に対応する書類の提出依頼
- (2) 令和3年10月1日～11月18日
提出された書類の審査
- (3) 令和3年11月5日
所管部局の意見聴取
- (4) 令和3年11月19日
団体の実地監査
- (5) 令和3年12月27日
所管部局への講評

監査の結果等

1 特定非営利活動法人まちづくり宗像の概要

【 団体の概要 】

所在地	宗像市日の里一丁目31番1
代表者	理事長 中川 眞一

【 設立の沿革 】

- 平成28年8月 任意団体「ココカラ運営協議会」を設立し、団地のにぎわい広場「CoCokara ひのさと」（訪問看護施設、託児所を併設）の運営を開始
- 令和2年3月 特定非営利活動法人の設立総会を開催
- 令和2年4月 特定非営利活動法人の設立認証申請（福岡県）
- 令和2年5月 特定非営利活動法人の設立認証（福岡県）
- 令和2年6月 特定非営利活動法人の設立登記完了

【 設立目的 】

市民の参画と協働による市民主体のまちづくりを実現するため、地域社会に対して、まちづくりに関わる知識や手法の普及啓発、その活動に関する相談や研修、調査・企画・研究や政策提言、情報提供、人と人の交流促進等の事業を行い、まちづくり活動の更なる発展に寄与すること

【 事業内容 】

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ア まちづくりに関する情報の収集、処理及び提供
- イ まちづくりに関する教育及び普及啓発
- ウ まちづくりに関する調査、研究、企画、コンサルティング、助言及び政策提言
- エ まちづくりに関する人材の育成・交流及びネットワーク促進

- オ まちづくりに関するテナントリーシング、空き店舗及び不動産の管理、運営
- カ まちづくりに関する公共公益施設の企画、管理及び運営
- キ 地域の安全、環境に配慮したまちづくりを推進する事業に関する調査、研究、企画及び実施
- ク その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ア 物品販売事業
- イ 飲食店経営事業
- ウ 印刷出版広告事業
- エ 旅行事業
- オ 前各号に付帯する一切の業務

【 補助金の概要 】

・事業名	宗像市都市再生空き店舗活用補助金		
・目的	空き店舗の活用を通じ、市街地の中心部等における都市機能を増進し、及びまちのにぎわいを創出するもの		
・対象内容	管理費補助：店舗の管理に係る経費（光熱水費、建物にかかる保険料、通信運搬費、委託料、修繕費等） 運営費補助：事業運営に係る経費（賃金、需用費、謝金、広告料、委託料等）		
・交付開始年度	平成28年度		
・交付実績	平成29年度	3,000,000円	
	平成30年度	3,000,000円	
	令和元年度	3,000,000円	
	令和2年度	3,000,000円	

2 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、特定非営利活動法人まちづくり宗像への財政援助に関する事務事業の執行は、法令、条例に基づき、おおむね適正に行われている。しかしながら、その一部について、次のとおり改善を要する事項が認められるので、適正な事務処理を心がけられたい。

また、所管部局である都市再生課は、団体に対する指導及び助言を適切に行いながら改善措置を講じられたい。

【 都市再生部都市再生課 】

(1) 補助金交付の申請及び交付の決定、並びに実績報告及び額の確定に関する事蹟について

宗像市都市再生空き店舗活用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項において、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を決定すると規定している。また、要綱第9条において、実績報告があったときは、その内容を速やかに審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定すると規定している。しかし、本補助金の交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書、並びに実績報告書に添付されている事業報告書及び収支決算書は、当該団体が行う全ての事業計画及び収支に関するものであり、補助対象事業のみの経費を判別することができない。そのため、補助金の交付決定及び額の確定にかかる審査を十分に厳正に実施するよう努められたい。

(2) 補助事業者の名称変更に係る手続きについて

補助事業者の名称変更の届出が、実績報告書と同日の令和3年3月31日付で提出されている。事由の変更は令和2年6月11日付であるので、事由の変更があった場合は速やかに届出るよう指導されるとともに、補助事業の重要な変更事項については、審査に必要な書類の提出を求め、市長が承認したことを書面で通知されたい。

【 特定非営利活動法人まちづくり宗像 】

(1) 補助金交付の申請及び交付の決定、並びに実績報告及び額の確定に関する事蹟について

宗像市都市再生空き店舗活用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条において、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、宗像市都市再生空き店舗活用補助金交付申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に申請しなければならないと規定している。また、要綱第8条において、補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は特定非営利活動法人廃止したときを含む。）は、宗像市都市再生空き店舗活用補助金実績報告書に実績報告書及び収支決算書を添えて、市長に提出しなければならないと規定している。しかし、本補助金の交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書、並びに実績報告書に添付されている事業報告書及び収支決算書は、当該団体が行う全ての事業計画及び収支に関するものであり、補助対象事業のみの経費を判別できる資料が添付されていない。

(2) 補助事業者の名称変更について

事由の変更は令和2年6月11日付であるが、補助事業者の名称変更の届出が実績報告書と同日の令和3年3月31日付で提出されている。